

制定 令和8年6月1日

THE シガパークパートナー募集要項

1 趣旨

滋賀県の管理する THE シガパークを構成する公園等（以下「公園等」という。）に関する課題の解決を共に目指すパートナーを募集することにより、THE シガパークの更なる魅力向上や公園等の施設の適切な維持管理を推進することを目的とする。

2 THE シガパークパートナーの種類

(1) 活動型パートナー

特定の公園等のにぎわいの創出のため滋賀県もしくは指定管理者が企画するイベント等への無償協力または施設の適切な維持管理に資する活動を行うパートナーをいう。

(2) 寄附型パートナー

THE シガパークの更なる魅力向上や公園等の施設の適切な維持管理に対する費用の寄附（現物の寄附も可）を行うパートナーをいい、寄附額は、年額 10 万円以上とする。

3 申込方法

THE シガパークパートナーの登録を受ける場合は、別添の様式「THE シガパークパートナー申込書」に必要事項を記載し、滋賀県交通まちづくり部 THE シガパーク推進課宛てメールにて随時申し込むこと。

4 協定の締結

THE シガパークパートナーの具体的な登録内容については、滋賀県および事業者にて事前に調整し、双方が合意した時点で、THE シガパークパートナー協定を締結する。

5 登録の特典

THE シガパークパートナー登録の特典は、以下のとおりとする。

- (1) THE シガパークポータルサイト等にパートナーの情報を掲載
- (2) 事業者のホームページまたはチラシ等にパートナーであることを掲載
- (3) THE シガパークパートナー登録証（電子）を発行

6 登録の期間

THE シガパークパートナーの登録期間は、上記 2 の寄附または活動を行った年度の翌年度末までとし、継続して寄附または活動を行う場合は、登録期間を自動更新するものとする。

THE シガパークパートナー協定書

滋賀県（以下「甲」という。）と〇〇〇〇[会社名]（以下「乙」という。）は、相互の連携を強化し、THE シガパークに関する事業の更なる推進を図るため、以下のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲が乙を THE シガパークに関するパートナーとして決定したことを甲および乙が確認し、パートナーとしての協力事項および諸手続等について定めることを目的とする。

（協力事項）

第2条 甲は、THE シガパークパートナー募集要項（以下「要項」という。）の5に定める特典に関する手続を行うこと。

2 乙は、次に掲げる取組を行うこと。

【取組内容】[活動型・寄附型]

3 甲および乙は、前2項に定める事項以外で協力する事項が生じた場合、甲乙協議の上、取り組むことができる。

（協定の有効期間）

第3条 本協定の有効期間は、要項の6に定める登録期間とする。

（協定の解約）

第4条 甲または乙のいずれかが本協定の解約を申し出る場合は、解約予定日の1か月前までに書面をもって相手方に通知することで、本協定の解約ができるものとする。

（協定の見直し）

第5条 甲または乙のいずれかが本協定の内容の変更を申し出た場合は、その都度協議の上、その変更を行うものとする。

(守秘義務)

第6条 甲および乙は、協力事項の実施に当たり、知り得た情報機密を甲または乙の承認を得ないで他に漏らしてはならない。

(その他)

第7条 本協定に定めのない事項または本協定の定める事項に関し、疑義等が生じた場合は、甲乙協議して定めるものとする。

本協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自その1通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 滋賀県大津市京町四丁目1番1号
滋賀県知事 ○○ ○○

乙 ○○○○○○[住所]
○○○○○○[会社名]
○○○○○○[代表者名]



滋賀県
Shiga Prefecture



THE シガパークパートナー 登録証

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 様

「THE シガパークパートナー」として登録し、ここに証します。

登録期間：令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

令和 年 月 日

滋賀県知事

三 明 大 造